

令和7年 第11回農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月26日(水) 9時30分～10時30分
2. 開催場所 門川町役場 3階会議室
3. 出席委員 (10人)
会 長 1 番 米良 成志
職務代理者 10 番 金丸 幸子
委 員 2 番 津島 伊佐雄 3 番 米良 多恵子 4 番 安田 元信 5 番 池田 新吾
6 番 藤本 寿弘 7 番 兒玉 道治 8 番 川崎 正義 9 番 井野内 由美子
4. 欠席委員 (0人)
5. 欠員委員 (0人)
6. 出席最適化 (4人)
推進委員 白木 洋 松本 邦彦 金丸 基治 幸森 秀樹
7. 議事日程 報告第26号 農地の所有権移転及び転用届出の件について
報告第27号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)の件について
議案第24号 農地の所有権移転申請の件について
議案第25号 農用地利用集積等促進計画(貸借権設定)について
議案第26号 農業振興地域整備計画変更に関する意見について(別紙資料)
8. 議事の概要
開会 議長 それでは、開会いたします。
今日の出席委員は10名で議事録署名委員は8番委員と9番委員です。よろしくお願い致します。『報告第26号 農地の所有権移転及び転用届出の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局長 報告第26号 農地の所有権移転及び転用届出の件についてです。議案書の2頁をご覧ください。農地法第5条の届出を受理したことを報告します。申請6件の9筆です。申請番号1、場所は西栄町4丁目の1筆で、両地目は畑、面積は168㎡です。個人住宅建設を目的とした、有償による所有権移転です。申請番号2、場所は加草2丁目の1筆で、両地目とも畑で面積は193㎡です。駐車場を目的とした有償による所有権移転です。申請番号3、場所は加草1丁目の1筆で、両地目とも畑で面積は398㎡です。店舗を目的とした有償による所有権移転です。3頁をご覧ください。申請番号4、場所は加草2丁目の3筆で、登記簿地目は畑、現況地目は雑種地で合計面積は985㎡です。修理工場を目的とした有償による所有権移転です。申請番号5、場所は加草2丁目の2筆で、登記簿地目は畑、現況地目は雑種地で合計面積は518㎡です。駐車場を目的とした有償による所有権移転です。申請番号6、場所は大字門川尾末字塩坪の1筆で、登記簿地目は田、現況地目は雑種地で面積は499㎡です。資材置場を目的とした有償による所有権移転です。議案書の4頁～7頁に地図を掲載しております。4頁をご覧ください。県道土々呂日向線を南に入ったところに申請番号1の農地があります。

事務局長	5 頁をご覧ください。国道沿いの自動車工場付近に申請番号 2、国道沿いの精肉店の近くに申請番号 3 の農地があります。6 頁をご覧ください。国道沿いの日高石油の北側に申請番号 4 の農地が 3 筆、申請番号 5 の農地が 2 筆あります。7 頁をご覧ください。五十鈴川の右岸側に申請番号 6 の農地があります。以上、報告になります。
議長	事務局の説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいてください。次に、『報告第 27 号 農地法第 3 条の 3 (相続等による権利移動) の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局長	報告第 27 号 農地法第 3 条の 3 (相続等による権利移動) の件についてです。議案書の 8・9 頁をご覧ください。農地法第 3 条を受理したことを報告します。申請件数 1 件の 18 筆です。相続による所有権移転です。場所は、大字加草字小田他で、両地目が畑が 14 筆、田が 4 筆、合計面積は 4,877㎡です。10 頁～13 頁に地図を掲載しております。10 頁をご覧ください。中村地区の広域農道付近に申請農地が 2 筆あります。11 頁をご覧ください。中村集落の北側付近に、申請農地が 6 筆あります。12 頁をご覧ください。中村集落内と集落の対岸に申請農地が 8 筆あります。13 頁をご覧ください。県営宮ヶ原団地の東側に申請農地が 2 筆あります。以上、報告になります。
議長	事務局の説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいてください。次に、『議案第 24 号 農地の所有権移転申請の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第 24 号 農地の所有権移転申請の件についてです。議案書の 14・15 頁をご覧ください。農地法第 3 条の所有権移転となります。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。申請件数 1 件の 16 筆です。場所は、大字庵川字鍋崎他で、両地目が畑が 9 筆、田が 7 筆、合計面積は 11,762㎡です。無償での所有権移転です。16・17 頁に地図を掲載しています。16 頁をご覧ください。牧山公民館の南側に申請農地が 14 筆あります。17 頁をご覧ください。牧山公民館から保井ヶ浜に行く道の途中に申請農地が 2 筆あります。以上、ご審議願います。
議長	事務局の説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。
金丸推進委員	推進委員の金丸です。11 月 19 日、岡田係長案内の元、藤本委員、安田委員、私の 4 名にて現地確認を行いました。譲渡人は県外在住の高齢者で、今後この農地を活用することはなく、地元の譲受人への譲渡の申請になります。16 頁の申請農地の場所は、牧山地区の公民館から南の方に下りましたら、住宅の近くに点在しています。地目は田畑ですが、現況はすでに痕跡はなく山林化の状況です。みかん畑の周辺の申請農地も山林化しています。17 頁の申請農地の場所は、元養豚場から保井ヶ浜に向かう道路の脇にあります。現在は山という状況です。これを田畑に戻すのは難しいですが、贈与による所有権移転になるので、特に問題はないと思います。以上、ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	推進委員のご意見を伺いました。ご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方挙手願います。全員賛成です。次に、『議案第 25 号 農用地利用集積等促進計画 (貸借権設定) について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局長	議案第25号 農用地利用集積等促進計画(貸借権設定)についてです。議案書の18・19頁をご覧ください。促進計画案について、貸借権設定の許可申請があったので審議を求めます。申請件数1件の5筆です。大字門川尾末字軍野で、両地目とも田で合計面積は、3,776㎡です。20頁に地図を掲載しています。児玉養魚場跡地周辺のハウス団地内に申請農地が5筆あります。以上、ご審議願います。
議長	事務局の説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。
白木推進委員	推進委員の白木です。11月20日に、岡田係長の案内の元、私と2人で現地確認を行いました。場所はハウス団地内の一角です。貸主と借主の間に問題はなく、中間管理機構も介しているので問題はないと判断しました。以上、ご審議の程よろしく願います。
議長	推進委員のご意見を伺いました。ご意見はございませんか。特になようです。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。次に、『議案第26号 農業振興地域整備計画変更に関する意見について』(別紙資料)を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第26号 農業振興地域整備計画変更に関する意見についてです。別紙の資料をご覧ください。次のとおり、意見照会があったので審議を求めます。こちらの案件は、農林水産課から農業委員会の意見を求められているものです。現在、町内で農用面積が409.1haあります。今回はそこから、8.4haを除外し0.7haを加えて401.3haとする計画です。除外理由の主なものとして、現況が道路や山林原野であることが理由となっています。一方、編入するのは、鶏舎あるいは選果場などの農業用施設です。鶏舎の敷地が複数の筆に分かれており、一部の筆が計画に含まれていなかったということから、編入をすることになりました。また選果場については、前回の計画以降に増築した箇所があったのでこちらを編入することになりました。3頁目にある航空写真をご覧ください。範囲が町内全域になります。黄色の部分は、これまでも農用地であるところで、引き続き農用地とするところです。赤色の部分は、今回除外する農地です。青色の部分は、鶏舎や選果場など、編入で新たに今回農振とする土地です。次の頁から数頁に渡りますが、除外する土地、編入する土地を一筆ずつ一覧表にしています。今回の計画変更案についてご審議願います。
事務局長補佐	補足です。一覧表の案件番号がございしますが、1～7までが除外、8・9が編入の案件となっています。案件1は、現在高速道路の用地で、案件2は国道になりますが、388号線沿いの土地がまだ農振地となっているので今回の見直しで除外させていただきます。案件3が県道225号線となっていて、こちらも除外させていただきます。案件4が町道の用地になっていて農振地となっているこちらも除外になります。案件5が、住宅用地で法改正前に住宅にした分については、農地から住宅用地に変更できましたが、漏れていた分を今回転用などせずに除外になります。案件6は、現在山林原野化しており、農業上の利用が見込めない土地になっております。こちらにつきましては、水源の確保も難しいなどの理由により使われていない土地で、農業委員会で非農地判定を受けた土地も含まれております。案件7は、転用の案件で、加草神社の駐車場がないという事で駐車場用地としたい土地があるということで、今回の全体の見直しの際に除外しようと申請をあげております。こちらにつきましては、農振地除外となりましたら、農業委員会の方で転用の手続きの申請があがってくると思います。案件8は、鶏舎の分になります。4筆の上に鶏舎が建っていますが、2筆だけが農用地として入っていたので、全体的に農業用施設として編入させていただきます。案件9は、選果場の部分になりますが、全体の農振の見直しが平成28年度ですが、それ以降に増設された部分を今

事務局長補佐	回編入させていただきます。以上、補足分の説明になります。
議長	事務局の説明が終わりました。ご意見はございませんか。
藤本委員	議案書にある、混牧林地とはどういう土地を示すのか。
事務局長補佐	牧草地と林地が一体化している部分にはなと思いますが、門川町では設定していないので、面積に関しては0になります。
藤本委員	議案24号でもありましたが、田畑が山林の状態になっているところがありますが、そういう時には本人からの申請がないと何もできないのでしょうか。
事務局	山林原野に現地がなっているところは、法律としては農振地であっても農業委員会の職権による判断で非農地にすることはできますが、この件に関しては、門川町では案件にしたことはありません。
議長	他にご意見はございませんか。特にないようです。賛成の方举手願います。全員賛成です。これで、令和7年第11回農業委員会定例総会を閉会します。

令和7年11月26日

議事録署名人

8番委員

12 | 崎正義

9番委員

井野内由美子